原議保存期間	５年(平成31年3月31日まで)
有　効　期　間	一種(平成31年3月31日まで)

関係各道県警察の長　殿
（参考送付先）
その他各都府県警察の長
庁内各局部課長
各附属機関の長
地方機関の長

警察庁丁総発第６９５号
平成２５年１２月２６日
警察庁長官官房総務課長

被留置者と弁護人等との電話連絡の試行実施要領等について

見出しの件については、関係道県警察の協力を得ながら試行を実施しているところであるが、下記のとおり、電話連絡対象署として新たに４警察署を追加するとともに、「被留置者電話連絡簿」の様式を一部変更することとしたので、誤りのないようにされたい。

また、電話連絡の枠組みについては現在の試行実施のとおり何ら変更がないので下記事項に留意の上、引き続き、別添「電話連絡について」（日本弁護士連合会との間で合意済み）により適切に試行を継続されたい。

新たに追加する４警察署における試行の開始日は、試行開始の準備が整った日とすることとしたので、北海道警察においては、試行開始に向けた所要の準備を速やかに行い、試行を拡大することとされたい。

なお、「被留置者と弁護人等との電話連絡の試行の拡大について」（平成22年３月16日付け警察庁丁総発第62号）は廃止する。

記

１　試行拡大箇所について

現在９道県において37警察署を電話連絡対象署として試行中のところ、以下のとおり、新たに１警察署をアクセスポイントとして、４警察署（太枠内）を電話連絡対象署として追加し、試行を拡大する。

	アクセスポイント	電話連絡対象署
北海道	本部留置施設(琴似)	伊達署・室蘭署・岩見沢署・千歳署・苫小牧署
	旭川東署	稚内署・天塩署・羽幌署・枝幸署
岩手県	盛岡東署	宮古署・久慈署・釜石署・一関署・大船渡署・北上署・水沢署・二戸署
群馬県	本部留置施設	館林署・大泉署
三重県	津署	尾鷲署・熊野署・紀宝署・鳥羽署・名張署
奈良県	奈良署	五條署・宇陀署・香芝署・中吉野署・吉野署
岡山県	本部留置施設	津山署・真庭署・井原署・笠岡署・美作署
徳島県	徳島東署	三好署・美馬署
熊本県	熊本北署	人吉署・天草署・八代署
沖縄県	那覇署	宮古島署・名護署

2　「被留置者電話連絡簿」の様式改正について

手続上の負担の軽減を図るため、別記様式のとおり、電話連絡申込者である弁護人等に求める記載事項を減らすこととした。

3　留意事項

(1)　本件電話連絡は、別添資料の１にあるとおり、刑事訴訟法第39条第１項に基づく接見交通権の行使ではなく、施設の管理・運営上又は捜査上の支障がない範囲で対応するものであること。

(2)　別添資料の３①の連絡を受けた管理係は、当該連絡をした者が当該被留置者の弁護人等であること、被留置者が在場していること、電話連絡への対応の可否（接見指定の有無の確認等を含む。）、弁護人等が架電を行うこととなる場所（以下「アクセスポイント」という。）の管理係の対応の可否及び希望する時間に対応できない場合は対応可能な時間を捜査部門、アクセスポイントの留置管理係等と確認等の上、弁護人等と調整を行うものとすること。

(3)　別添資料の３③のアクセスポイントの管理係から連絡を受けた電話連絡対象署は、予定していた面会室（警察電話の端末を接続できるモジュラージャックのある室）に電話の端末を設置した上（モジュラージャックにコードをつないで架電可能な状態にさせた上）、被留置者を当該面会室に移動させるものとすること。

(4)　別添資料の３⑤の視認による確認及び動静監視は、通話内容の確認のため行われるものではないので、扉の開き具合、監視の場所については十分注意すること。

(5)　別添資料の４(4)の場所の指定は、別添資料の３⑤の視認による確認を行うことが可能である場所を指定すること。

(6)　別添資料の４(7)アにおいて、事前の連絡調整の際に、「原則として、当該通訳人の住所、生年月日、性別、国籍、職業（勤務先を含む。）その他参考事項を連絡する」こととしている。これは、事前の連絡調整の段階で、弁護人等が通訳人の「住所、生年月日、性別、国籍、職業」（以下「通訳人の住所等」という。）を把握しているとは限らないので（日弁連によれば、通常の面会についてであるが、面会の当日、初めて通訳人の住所等が弁護人等に判明する場合もあるという。）、「原則として」の要件をかぶせたものである。

したがって、事前の連絡調整の際に、通訳人の住所等の連絡がないことをもって、電話連絡を拒否することのないようにすること。

もちろん、通訳人の住所等は、通訳人が事件関係者であるかどうかを確認するための重要な資料であることから、その通知を遅くとも面会時には求めているものである。

したがって、事前の連絡調整時に住所等の連絡がなく、面会時に初めて住所等の通知がなされた場合には、これらの事項について、速やかに、関係捜査部門に連絡し、当該通訳人が事件関係者であるかどうかの確認を求めること（この確認に一定の時間を要すると思われるが、これが、合理的な時間に留まる限り、弁護人等を待たせて差し支えない。）。

また、住所等のほか、「参考事項」についても事前の連絡対象としている。

この「参考事項」については、通訳人がいわゆる押し掛け通訳人であるかどうかなど弁護人等が通訳人を選定した経緯は、当該通訳人が事件関係者かどうかを判断するに当たって重要な資料である反面、弁護人等の業務上の秘密に当たることもあることから、通訳人の選定経緯を一律に事前連絡の対象とすることは適切ではなく、他方、警察からの照会に対し弁護人等が回答することもありうることから、「参考事項」を列記したものである。

したがって、警察から、必要に応じ、通訳人の選定経緯を照会して差し支えないが、回答がないことをもって、電話連絡を拒否することのないようにすること。

(7) 被留置者電話連絡簿は、電話連絡対象署で保存することとし、電話連絡が終了したら、アクセスポイントの管理係は、被留置者電話連絡簿に必要事項を記入・完成させ、電話連絡対象署にＦＡＸするものとすること。

なお、被留置者電話連絡簿は、別記様式を用いて行うこと。

(8) 試行期間については、警察庁としても、各道県警察での試行結果を見てから慎重に検討したいと考えているので、試行期間について照会を受けた場合には、慎重に対応すること。

(9) 被留置者は、従来どおり、留置されている留置施設の面会室において警察電話を通じて電話連絡を行うこととなるため、電話連絡に使用する警察電話については、被留置者から外部の者に対して架電される等のトラブルを防止する観点から、現に試行中の留置施設において電話連絡用に使用している警察電話と同様、情報通信部門と協議の上、交換機を着信専用に設定すること。

(10) 試行期間中に、電話連絡に関して弁護人等との間で紛議が生じた場合には、その都度、速やかに、事案の内容等を警察庁長官官房総務課留置管理室長宛てに報告すること。

別記様式　省略